

成田市介護保険住宅改修に関するQ&A

(1) 申請について

Q1 【申請窓口について】

住宅改修の申請手続きはどこでできますか。

(A1) 成田市役所介護保険課の窓口で申請を受け付けています。

Q2 【認定申請中の住宅改修について】

介護認定申請中で判定結果が出ていない場合、住宅改修を行うことはできますか。

(A2) 要介護認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。
ただし、要介護認定の判定結果が非該当となった場合、住宅改修にかかった費用は全額自己負担となります。

Q3 【入院中の住宅改修について】

現在、入院中ですが、退院に向けて住宅改修を行うことはできますか。

(A3) 退院前に予め住環境を整えるために、入院中に住宅改修をすることは可能です。
ただし、支給申請の手続きは、退院後に行ってください。また、万が一退院できなかった場合、改修費用は全額自己負担になるため、その可能性があることを十分理解した上で住宅改修を行ってください。

Q4 【一時的に身を寄せている家の住宅改修について】

子の住所に身を寄せている場合、住宅改修を行うことができますか。

(A4) 住民票のおかれている住宅だけが対象です。
生活の本拠をご家族宅に異動するのであれば、住民票を異動したうえで、住宅改修を行ってください。

Q5 【一時帰宅のための住宅改修について】

施設入所者が帰宅する住宅の改修は、住宅改修の対象となりますか。

(A5) 施設入所者の生活の拠点は施設にあるため、住宅改修の対象とはなりません。

Q6 【有料老人ホームの住宅改修について】

有料老人ホームの居室に手すりを設置する等の改修を行う場合、住宅改修の対象となりますか。

(A6) 有料老人ホームの居室は、高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には住宅改修の対象として想定していません。ただし、被保険者の身体状況等によっては個別の対応が必要なこともあり得るため、その場合には住宅改修費の支給が認められる可能性もあります。
なお、ケアハウスやグループホームについても同様の取扱いとします。

Q7 【理由書について】

理由書の代わりにケアプランを提出してもよろしいか。

(A7) 理由書の添付書類としての提出であれば受付可能ですが、ケアプランのみでは受けをいたしません。

Q8 【領収書について】
領収書は写しでもよいですか。

(A8) 申請時に領収書の原本を提示してもらうことでより確認します。原本はコピーをとった後、その場でお返しします。

Q9 【収入印紙について】
領収書に収入印紙は必要ですか。

(A9) 5万円以上、100万円以下の領収証書に対して200円の収入印紙が必要です。

Q10 【利用者負担割合の適用日について】
工事費用の自己負担分はいつの時点を基準に決定されますか。

(A10) 利用者負担割合は、領収日（領収書記載日）を基準に判定します。

Q11 【申請書の記入について】
鉛筆や消せるボールペン等の文字が消滅しやすい筆記具で申請書を記入してもよいですか。

(A11) 修正や改ざんが容易に行えてしまい、不正があったものと区別ができないため、受付けを行いません。

Q12 【工事完了前に被保険者が死亡した場合について】
着工時点においては存命だった被保険者が、住宅改修完了前に死亡した場合、保険給付を受けることは可能ですか。

(A12) 死亡時に完成している部分が介護保険の給付対象として申請できます。（被保険者死亡時までの工事完了部分の経費が対象となります）

Q13 【家族が行う住宅改修について】
大工を営んでいる家族が住宅改修を行う場合、支給対象となりますか。

(A13) 材料費のみ支給対象となります。（工賃は対象外です）

Q14 【共有部分の住宅改修について】
賃貸アパートの廊下などの共有部分は住宅改修の給付対象となりますか。

(A14) 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は当該被保険者の専用居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該被保険者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共有部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。

ただし、住宅の所有者が恣意的に、共有部分の住宅改修を当該被保険者に強要する場合も想定されるので、本人の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。

(2) 工事全般について

Q1 【原状回復について】

賃貸住宅の場合、原状回復（住宅改修前の状態に戻す）のための費用は住宅改修の対象になりますか。

(A1) 住宅改修費の支給対象とはなりません。

Q2 【工事の変更について】

事前協議書の提出後、住宅改修の内容に変更・追加が発生した場合、どうすればよいですか。

(A2) 何らかの事情により住宅改修の内容を変更しなければならない場合、変更が生じた時点で成田市介護保険課に連絡し、新たな見積り・図面を提出してください。連絡なく変更した場合は、住宅改修費の支給ができないことがございます。追加が発生した場合、別の工事として取り扱いますので、新たに事前協議書の提出をお願いします。

Q3 【同一住所に複数人の要介護者がいる場合について】

夫婦2人で要介護認定を受けている場合、2人分を合わせて40万円までの住宅改修費に対する自己負担分を支払うと考えてよいですか。

(A3) 同一住宅に複数の要介護者がいる場合、
(1) 要介護者毎に支給申請を行い、要介護者毎に限度額管理が行われます。
(2) 同時に複数の要介護者にかかる住宅改修が行われた場合は、各要介護者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請する必要があります。
例えば、手すりを複数個所に設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。

(3) 手すりの取付けについて

Q1 【手すりの取替えについて】

自費で設置した手すりが老朽化したため、その手すりを交換する工事は支給対象となりますか。

(A1) 単に老朽化したとの理由であれば支給対象とはなりません。

Q2 【手すりの位置の移動について】

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する場合、住宅改修の支給対象になりますか

(A2) 工賃のみ支給対象となります。

Q3 【手すりの変更について】

本人の身体状況の変化に伴い、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなったため、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合、住宅改修の対象となりますか。

(A3) 被保険者本人の身体状況の変化によるものであれば、住宅改修の対象となります。ただし、「住宅改修が必要な理由書」に身体状況の変化を詳しく記載してください。

Q4 【趣味のための手すりについて】

趣味の庭いじりのため、庭に出る掃出し窓にステップ台付手すりの設置を行いたい。

(A4) 介護保険で行う住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのものであるため、趣味の庭いじりのための工事は、住宅改修の支給対象とはなりません。

Q5 【仕事のための手すりについて】

住宅が自宅兼店舗である。店舗へ出るための動線上に手すりを設置したい。

(A5) 趣味や仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険での住宅改修の対象になりません。ただし例外として、出入り口が店舗と兼用であり日常生活動作を行う上でその部分の住宅改修が不可欠等の場合、その旨を「住宅改修が必要な理由書」に明記することで住宅改修の支給対象となる可能性があります。

Q6 【トイレの手すりについて】

1階及び2階の両方にトイレがあり、それぞれに手すりを取り付けたい。

(A6) 公平・適正な給付をするという観点から、1つの日常生活動作に対しての給付はあくまでも1つとしています。そのため、どちらか一方のトイレの手すりのみ住宅改修の支給対象となります。

Q7 【トイレの手すりについて】

トイレにペーパーホルダー付手すりを設置したい。

(A7) 装飾付き手すりは資産価値を高めることにあたるため、住宅改修の支給対象ではありません。

Q8 【外出用の手すりについて】

玄関と勝手口両方に手すりをつけたい。

(A8) 公平・適正な給付をするという観点から、1つの日常生活動作に対しての給付は、あくまでも1つとしているため、どちらか一方のみ支給対象となります。
なお、玄関以外の出入り口を使用する場合、「なぜそこから出入りするのか」の理由を「住宅改修が必要な理由書」に明記してください。

Q9 【浴室の手すりについて】

浴室内にシャワー付きスライドバーを設置したい。

(A9) 装飾付き手すりは資産価値を高めることにあたるため、住宅改修の支給対象ではありません。

Q10 【手すり設置の付帯工事について】

手すりの取付けに伴う下地補強の際、張替えが必要となったクロスは介護保険の支給対象となりますか。

(A10) 下地補強した部分のクロスのみ対象となります。ただし、下地補強に伴って壁全体を張り替えた場合、対象とはなりません。

(4) 段差の解消について

Q1 【浴室の段差解消について】

浴室内の段差を解消するために浴室用すのこを設置する場合、住宅改修の支給対象となりますか。

(A1) 浴室用すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

Q2 【上がり框の段差解消について】

上がり框の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となりますか。

(A2) 式台については、固定されているものは段差の解消として住宅改修の対象となりますが、持ち運びが可能なものは対象外となります。また、上がり框を2段にする工事は段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

Q3 【屋外アプローチについて】

玄関から道路までの階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となりますか。

(A3) 段差の解消として支給対象となります。

Q4 【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は、住宅改修の支給対象となりますか。

(A4) 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の支給対象外となります。
なお、リフトは、移動式、固定式または据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q5 【スロープ貸与のための段差解消について】

屋外アプローチで福祉用具貸与のスロープを利用するために、階段の段差を解消したい。

(A5) 福祉用具貸与に伴う段差改修工事は、住宅改修の対象外です。

Q6 【スロープの勾配について】

屋外のスロープの勾配について留意点はありますか。

(A6) 原則として、スロープの勾配は1/12より緩やかにしてください。
ただし、外出時に十分な介護を得られる場合、1/8まで支給対象となります。

Q7 【段差解消工事の付帯工事について】

段差解消に伴い、現状のコンセントの位置を変更する必要があります。段差解消の付帯工事として介護保険の給付対象となりますか。

(A7) 介護保険の支給対象となります。ただし、段差解消に伴い、コンセントを新しくする場合は、対象とはなりません。

(5) 床材変更について

Q1 【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

(A1) 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。また、これらの工事に伴う路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

Q2 【通路面の加工について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつける等）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧等）は、住宅改修の支給対象となりますか。

(A2) 通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。

Q3 【ノンスリップ等について】

階段にノンスリップや滑り止めゴムをつけたり、カーペットを張り付けたりする工事は、住宅改修の支給対象となりますか。

(A3) 通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。
ただし、カーペットについては、動かないように固定してあるものに限ります。

(6) 扉の変更について

Q1 【扉の変更について】

扉そのものは取り替えずに、右開きの戸を左開きに変更する工事は、住宅改修の支給対象となりますか。

(A1) 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。他にもドアノブをレバー式把手等に変更する場合や戸車を設置する場合等が考えられます。

Q2 【既存の引き戸の変更について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(A2) 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば支給対象となります。
ただし、引き戸が古くなったため新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

Q3 【扉の撤去について】

車いすで通行するために扉を撤去したい。

(A3) 車いすで通行するために扉を取り除く必要がある場合のみ住宅改修の対象となります。ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。

Q4 【扉の新設について】

壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は住宅改修の対象となりますか。

(A4) 引き戸等の新設が扉位置の変更等に比べて費用がかからない場合に限り、支給対象となります。
事前協議の際に、引き戸等の新設の場合と扉位置の変更の場合の見積書を提出してください。

(7) 洋式便器等への便器の取替えについて

Q1 【洋式便器への取替えについて】

和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の対象となりますか。

(A1) 洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器と取り付ける場合にあっては、住宅改修の対象となります。
ただし、洗浄機能等を追加するための目的の場合には、対象となりません。

Q2 【既存便器への機能付加について】

既存の洋式便器の便座を暖房便座・洗浄機器等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の対象となりますか。

(A2) 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える工事は、住宅改修の対象となりません。

Q3 【既存便器の向きの変更について】

既存の洋式便器の向きを変える工事は住宅改修の対象となりますか。

(A3) 被保険者の身体状況等から必要性が認められれば対象となります。

Q4 【既存のトイレを残したまま洋式トイレを設置する場合について】

既存の和式便器は改修せず、居室の近くに新たに洋式トイレを設置したい。

(A4) 「洋式便器等への便器の取替え」に当たらないため、住宅改修の対象とはなりません。

Q5 【和式トイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合について】
現在使用している和式便器を取り壊し、居室の近くに新たに洋式トイレを設置したい。

(A5) 和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取り替えたこととなるため、住宅改修の対象となります。

Q6 【便器の取替えに伴う付帯工事について】
和式便器から洋式便器への便器の取替えに伴う給排水設備工事は、付帯工事として住宅改修の対象となりますか。

(A6) 和式から洋式への便器の取替えに伴い、給排水管の長さや位置を変更する工事については、住宅改修の付帯工事の対象となります。

Q7 【ポータブルトイレとの併用について】
夜間用にポータブルトイレを購入したが、日中に使用する和式便器を洋式便器に変更したい。

(A7) 福祉用具と住宅改修との併用は、用途が異なれば可能です。
今回は、夜間用のポータブルトイレ購入と日中用の便器の変更のため、昼夜で用途が異なり、両者とも介護保険の支給対象となります。